

仕 様 書

この仕様書は、博物館等の類似施設である秋田市立佐竹史料館（以下「佐竹史料館」という。）・久保田城御隅櫓・御物頭御番所の作業大要を示すものであり、施設が博物館等の類似施設であることの特異性を十分認識し、注意を怠ることなく作業にあたること。

また、現地の状況に応じて軽微なものは、この仕様書に記載されていない事項であっても、秋田市長（以下「甲」という。）が美観又は施設管理上必要があると認めた作業については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃業務内容

(1) 清掃業務内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 施設の各種清掃に関すること。

イ 清掃衛生関係機器および消耗品の管理（点検・調整・整備・配置および補充）に関すること。

ウ 塵埃の収集、処理に関しては甲の指示に従うこと。

(2) 清掃業務は、次の基準に基づき履行するものとする。

ア 一般事項

(ア) 清掃作業は、毎週日曜日、年末年始、および甲の指定する日を除き、毎日行なうものとする。

(イ) 清掃作業実施にあたっては、甲の業務に支障のないよう十分留意すること。

(ウ) 通行のひんぱんな箇所および汚れの著しい箇所については、常に巡回し随時必要な清掃を行ない清潔な状態を保つこと。

(エ) 清掃器具の取扱いによる衝撃、湿気等で機械器具、備品等を損傷させないこと。

(オ) 引火性ベンジン、ガソリン等の薬品は、絶対使用しないこと。

(カ) 電気、水道の使用については、極力節約に努めること。

(キ) 清掃作業の工程は、別紙清掃業務基準表（以下「基準表」という。）のとおりとするが、作業回数はすべて標準的なものであり、使用度数および汚れの度合により回数を増減し、全体として平均回数を保つこと。

(ク) トイレットペーパーおよび手洗用石鹸類は、甲の支給するものを用い、その補充に十分留意すること。

(ケ) その他細部については、甲の指示を受けること。

イ 一般清掃

(ア) 塵払いは、機械その他備品のある箇所には必ず真空掃除機を使用すること。

(イ) 塵払いの際、近くの備品その他に堆積した塵埃は同時に除去すること。

(ウ) 床清掃

① 石質床、ビニールタイル等の床で甲の指示箇所は、真空掃除機を用い、その他は堅くしぼった水拭きモップで塵埃を除去すること。この場合において、容易に移動できる椅子等の備品類は移動のうえ入念に掃除すること。

② じゅうたん敷床は、真空掃除機で丁寧に吸塵を行ない、毛を損傷しないように織目に従って数回繰り返して入念に掃除すること。

- (エ) 壁および窓は、手の届く範囲で塵埃を払い、必要な場合は、清水で雑巾拭きを行なうこと。
- (オ) 湯沸室・湯沸器等
 - ① 湯沸器、流し台は、磨粉又は洗剤で入念に洗い雑巾拭きをすること。
 - ② 湯沸室の茶がら等は所定の場所に捨て、容器は水洗いのうえ所定の位置に置くこと。
- (カ) その他
 - ① ドア金具、その他の金具は乾布で磨き出しをすること。
 - ② 出入口に備付けのマットは、はね泥、塵等を取り除き、更に洗浄のうえ乾燥させて備え付けておくこと。
 - ③ 玄関前等の舗装部分は、塵芥を除去し、状況に応じて散水又は水洗いすること。
 - ④ 各室の屑籠の屑は可能な限り分別収集して処理すること。また、施設内外の塵芥についても同様とする。
 - ⑤ ④により集めた屑、塵芥は、まとめて甲の指示する場所まで搬出すること。

2 定期清掃

- (1) ビニールタイル等の床は春と秋の年2回、甲の指定する日に表面洗浄を行ないワックスを塗布すること。
- (2) じゅうたん敷床は春と秋の年2回、甲の指定する日に洗剤洗浄を行なうこと。

3 作業期間・作業時間等

作業期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとし、作業時間は、午前8時30分から午後4時30分までの間に行なうものとする。ただし、甲の許可を得て作業時間を変更することができる。

4 従事者の構成等

- (1) 従事者の人員は、基準表により最低必要人員とすること。
- (2) 学歴、年齢、性別は特に問わないが、佐竹史料館、久保田城御隅櫓、御物頭御番所の博物館類似施設としての特殊性を十分認識し、常識ある健康な者とすること。
- (3) 従事者が県内外の入館者に対して親切に接し、不快な念を与えないよう十分な教育を行なうこと。
- (4) 従事者の職務については、次のとおりとする。

ア 従事者は常に規律を守るとともに品位を保ち、入館者に対しては、明朗親切にすること。

イ 従事者は、勤務中の火災、盗難および事故防止には十分注意し、安全作業に努めること。

ウ 従事者は、展示品、建築物、設備、備品その他の破損等異常箇所を発見したときは、直ちに佐竹史料館に報告し、指示を受けること。

エ 防災管理については、佐竹史料館の防災管理者の定める佐竹史料館防災計画書等に従うこと。

オ 事故防止には万全を期し、万一事故が発生した場合は佐竹史料館職員に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じ事態の拡大防止に努めること。

5 施設の概要について

(1) 施設の開館日について

ア 施設の開館日は、展示替等による臨時休館日および12月29日から翌年の1月3日までを除き、次のとおりである。

(ア) 佐竹史料館 4月1日から翌年の3月31日まで。

(イ) 久保田城御隅櫓 4月1日から11月30日まで。

(ウ) 御物頭御番所 4月1日から11月30日まで。

(2) 施設の開館時間について

ア 施設の開館時間は、午前9時00分から午後4時30分までである。

(3) 施設の利用人数について

ア 佐竹史料館の一日あたりの利用人数は、平均42人とする。

イ 久保田城御隅櫓の一日あたりの利用人数は、平均122人とする。

ウ 御物頭御番所の一日あたりの利用人数は、平均130人とする。

(4) 施設の清掃対象面積は、次のとおりとする。

ア 佐竹史料館の清掃対象面積は476.98㎡。

イ 久保田城御隅櫓の清掃対象面積は430.36㎡。

ウ 御物頭御番所の清掃対象面積は125.70㎡。

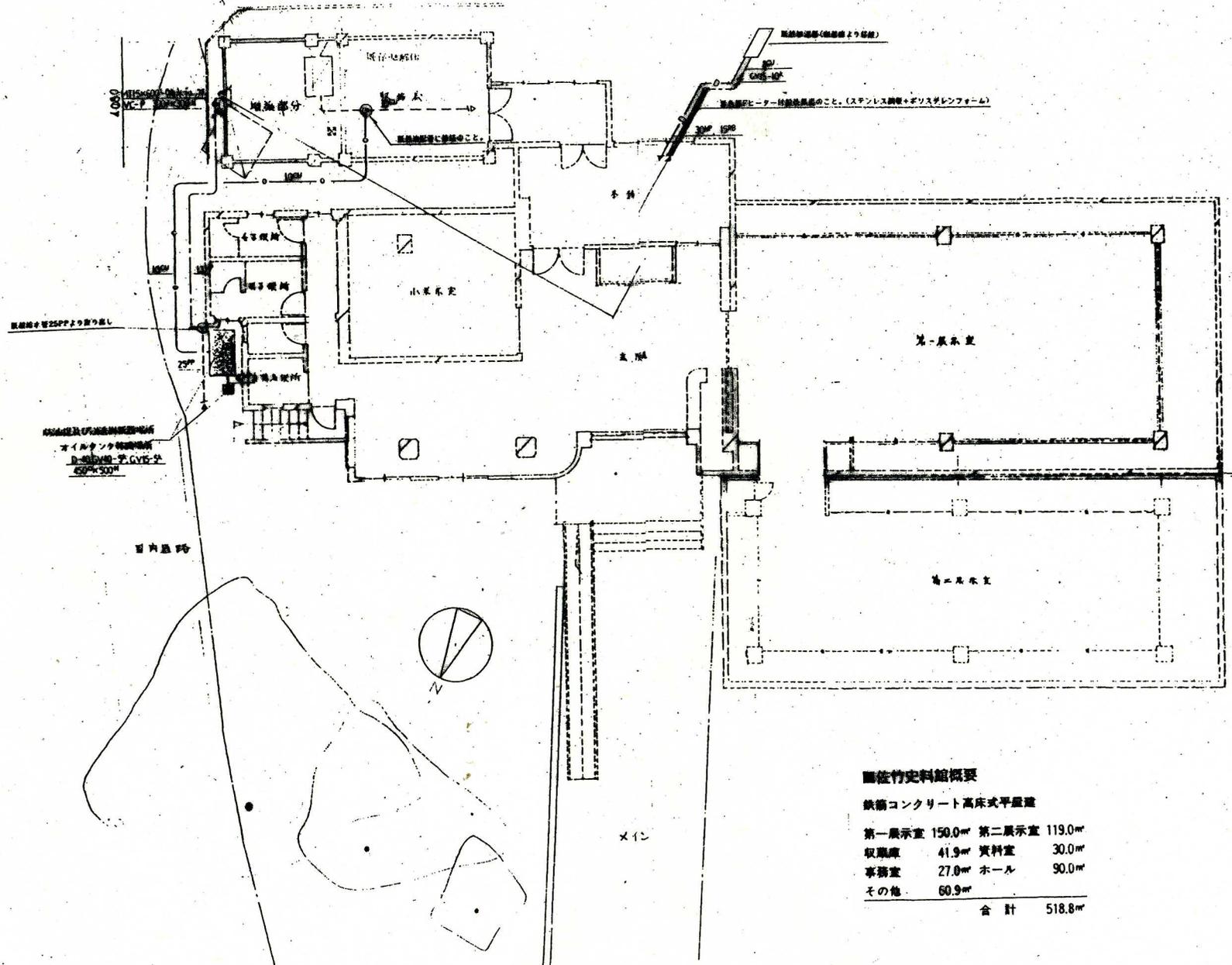
6 施設の平面図について

(別添のとおり)

清掃作業基準表(1) 佐竹史料館

※ ◎：1日1回実施 ○：適宜に実施 ☆：年2回 △：年1回

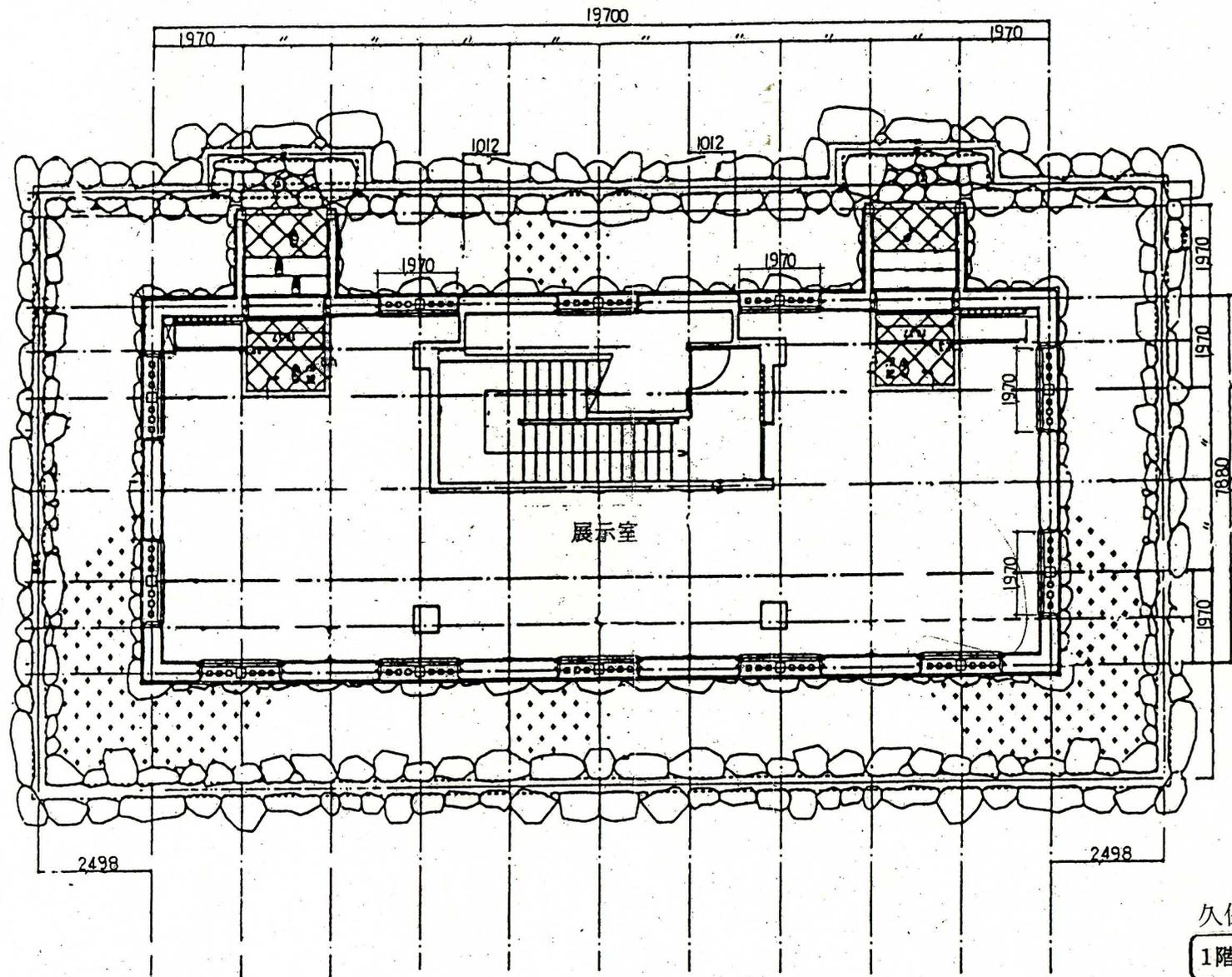
箇所名 仕上区分 清掃方法	日常作業														定期作業											
	床の掃き拭き	灰皿の清掃	紙屑の処理	真空掃除機	仕器等の除塵	窓台の掃塵	ドア拭き掃塵	手摺拭き掃除	流し台の掃除	茶殻の処理	洗面鏡みがき	衛生陶器清掃	ペーパー補給	石鹼液補給	金属磨き	巾木拭き掃除	マットの清掃	排水溝の清掃	床面の洗淨	床面洗淨仕上補修	扉間仕切ガラス磨き	外窓ガラス磨き	展示ケース ガラス磨き			
専用部分																										
玄関まわり・ホール 石質床・カーペット ビニールタイル	◎		◎			◎	◎										◎		☆	☆						
展示室 カーペット	◎		◎	◎	◎	◎								◎					☆	☆			○			
事務室 ビニールタイル	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎									☆	☆						
資料室 カーペット	◎		◎	○	◎	◎													△	△						
共用部分																										
便所 石質床・ビニールタイル			◎			○	◎				◎	◎	○	○	○		○		○	○		○				



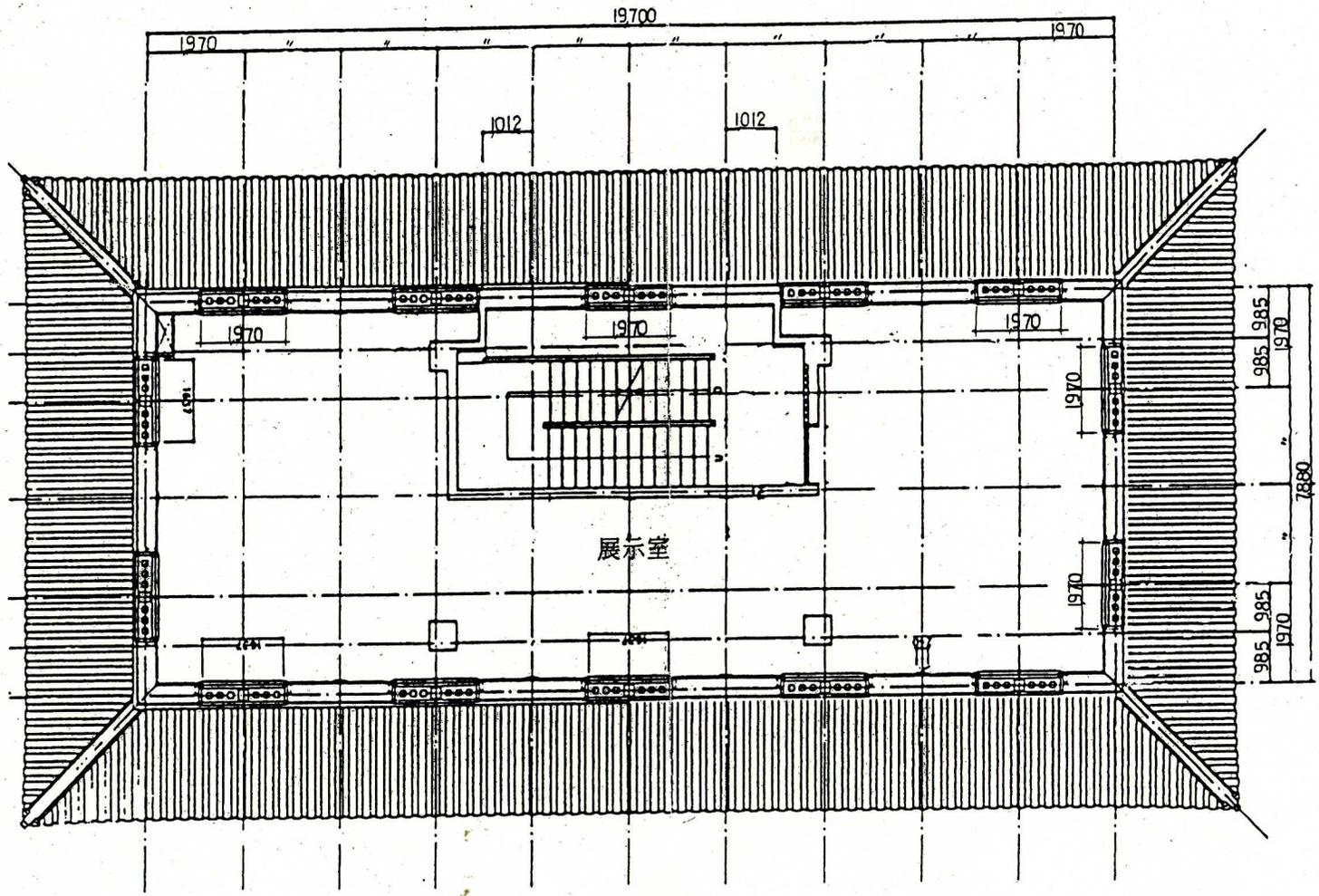
土佐竹史料館概要

鉄筋コンクリート高床式平屋建

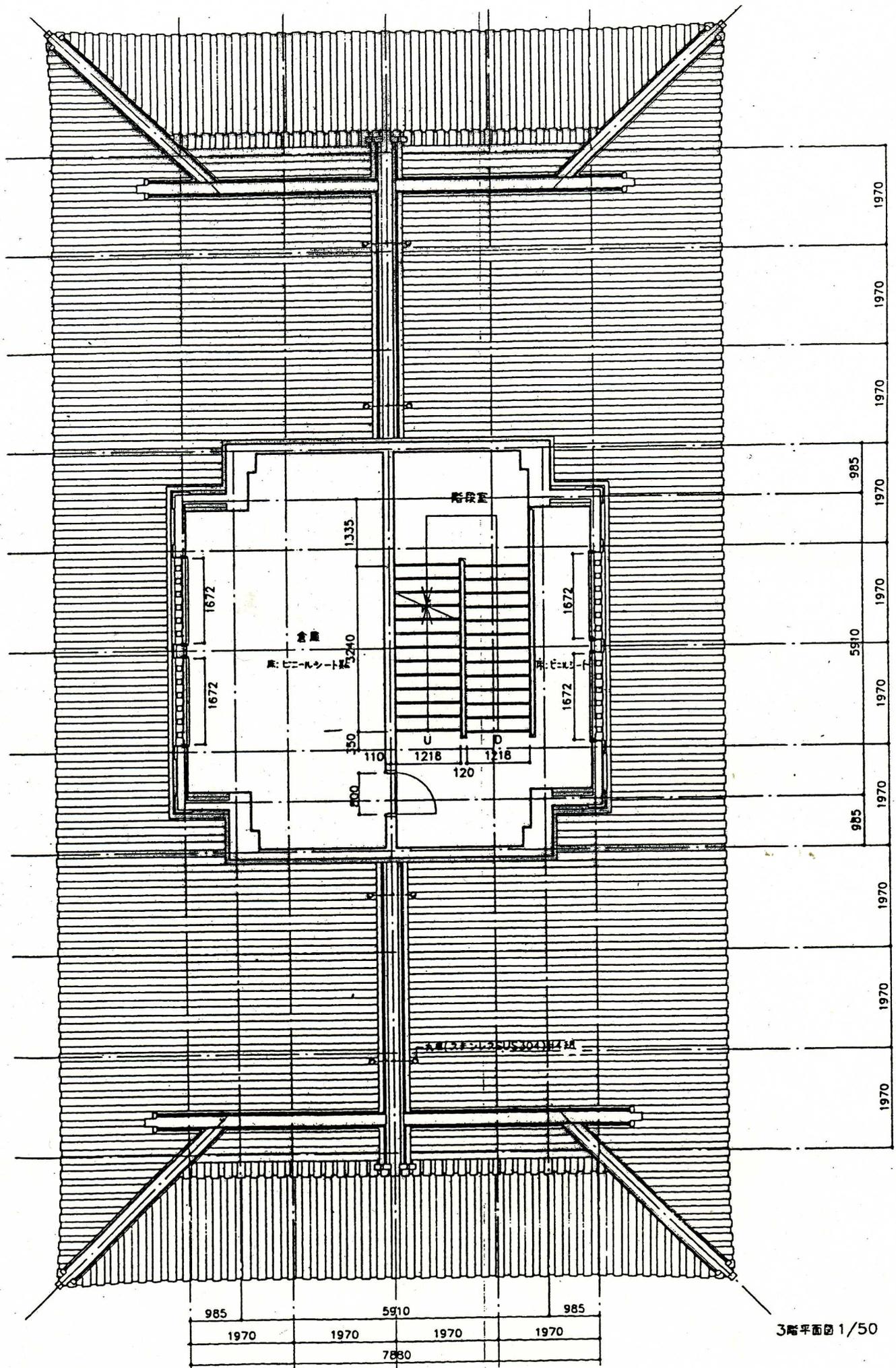
第一展示室	150.0㎡	第二展示室	119.0㎡
収蔵庫	41.9㎡	資料室	30.0㎡
事務所	27.0㎡	ホール	90.0㎡
その他	60.9㎡		
		合計	518.8㎡



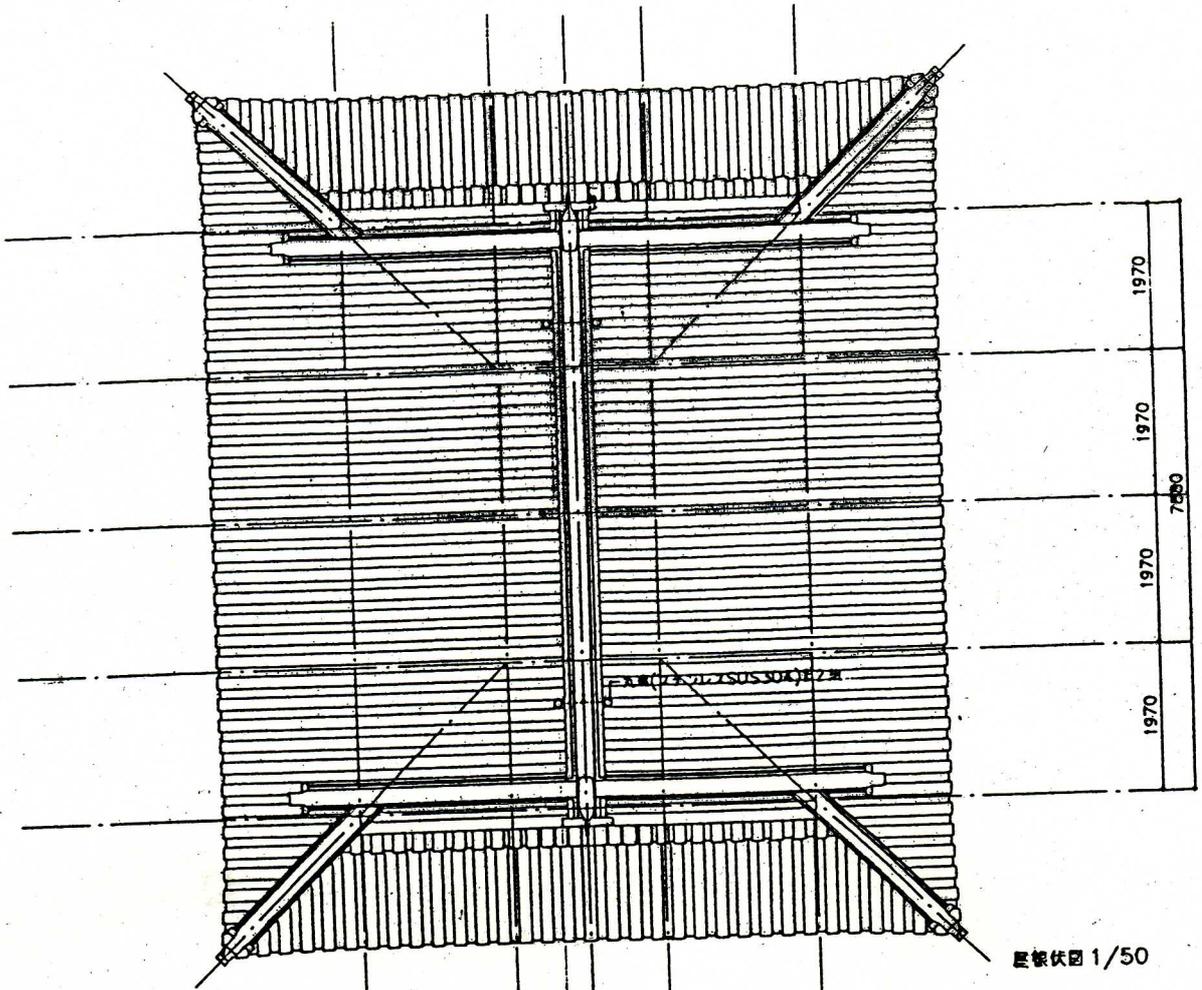
久保田城御隅櫓
1階平面図 1/100



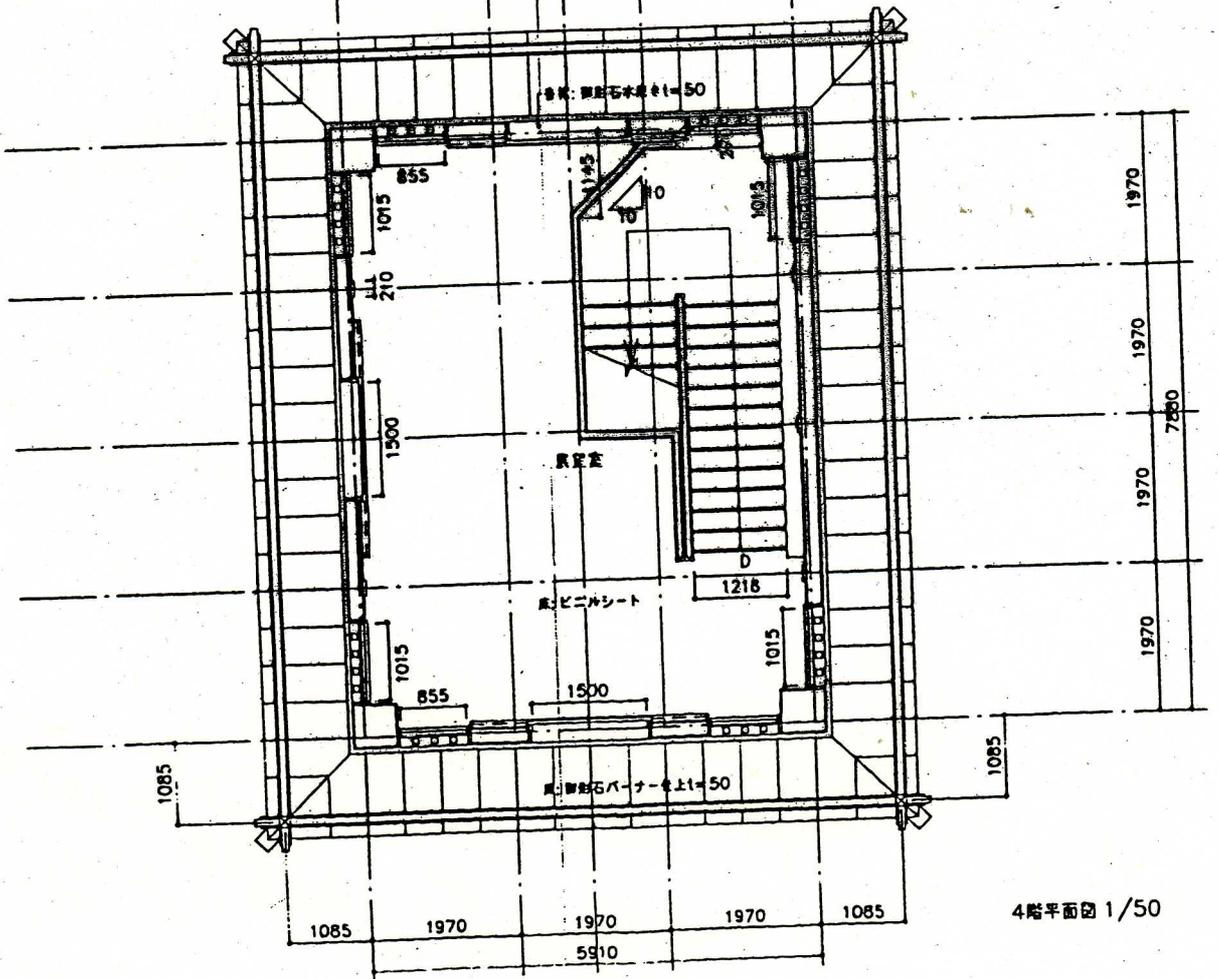
2階平面図 1/100



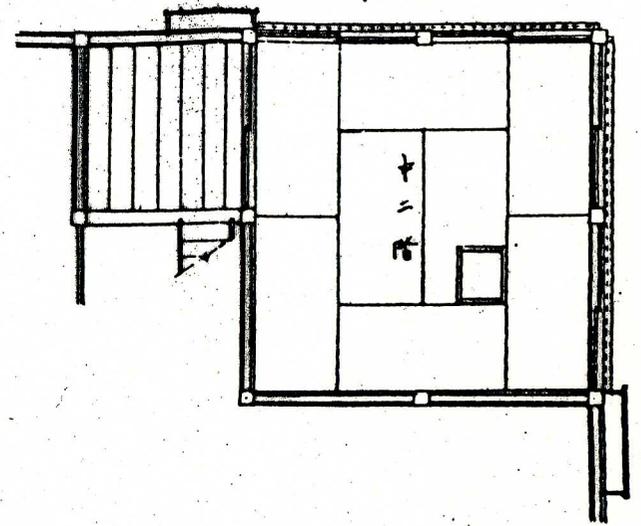
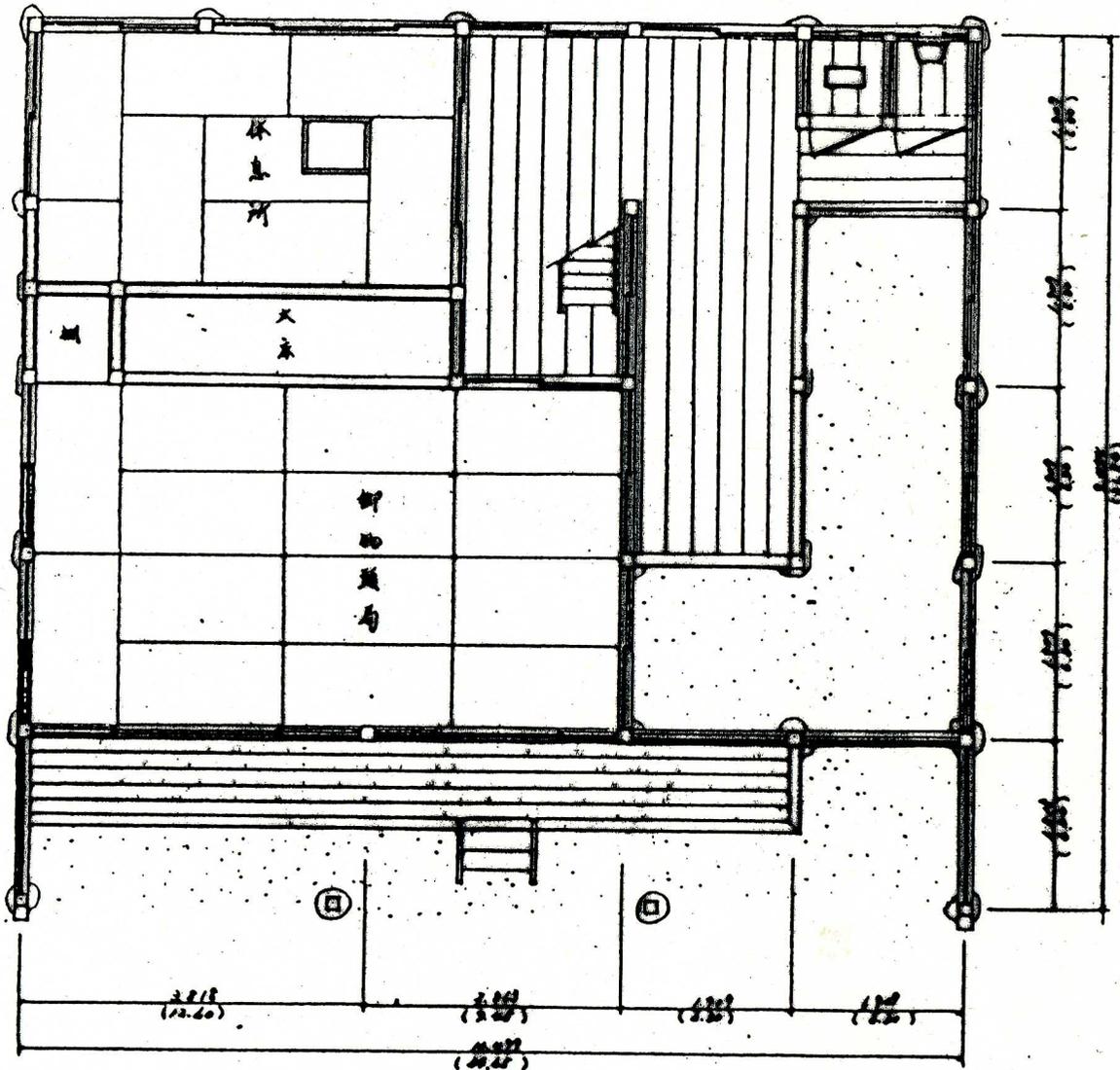
3階平面図 1/50



屋根伏図 1/50

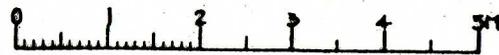


4階平面図 1/50



平面図

御物頭御番所



設 計 書

工 種	佐史 - 業務委託					
委託番号	第 1 号					
年 度	平成30年度	作成年月日	平成29年12月25日	委 託 概 要		
業務委託名	秋田市立佐竹史料館・久保田城御隅櫓・ 御物頭御番所 清掃業務委託			一般清掃業務		
委託場所	秋田市千秋公園内			※博物館等類似施設		
設計金額	¥			30年度		円
				31年度		円
				32年度		円
				計		円
財源(補助)区分	国補 ・ 県補 ・ (市単)					
委託期間	平成30年4月 1日から 平成33年3月31日まで					

明 細 書 (30年度分)

名称	品種	形状寸法	単価	金額(円)	適用
秋田市立佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所清掃業務委託		対象物件 博物館類似施設			
1 人件費	給与	3館	1,033.04㎡		別紙給与計算資料のとおり
	交通費	3館			別紙給与計算資料のとおり
	福利厚生費	3館			
	被服費	3館			年 間
	計				
2 物件費	消耗品費				
3 管理費					
4 定期清掃	佐竹史料館(展示室・事務室・ホール・資料室他)	2	回		年2回
	御隅櫓(展示室・管理人室・展望室エレベーター他)	2	回		年2回
	計				
小計					
消費税					
合計	年額				消費税を含む
	月額				消費税を含む

明 細 書 (31年度分)

名称	品種	形状寸法	単価	金額(円)	適用
秋田市立佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所清掃業務委託		対象物件 博物館類似施設			
1 人件費	給与	3館	1,033.04㎡		別紙給与計算資料のとおり
	交通費	3館			別紙給与計算資料のとおり
	福利厚生費	3館			
	被服費	3館			年 間
	計				
2 物件費	消耗品費				
3 管理費					
4 定期清掃	佐竹史料館(展示室・事務室・ホール・資料室他)	2	回		年2回
	御隅櫓(展示室・管理人室・展望室エレベーター他)	2	回		年2回
	計				
小計					
消費税					
合計	年額				消費税を 含む
	月額				消費税を 含む

明 細 書 (32年度分)

名称	品種	形状寸法	単価	金額(円)	適用
秋田市立佐竹史料館・久保田城御隅櫓・御物頭御番所清掃業務委託	対象物件	博物館類似施設			
1 人件費	給与	3館	1,033.04㎡		別紙給与計算資料のとおり
	交通費	3館			別紙給与計算資料のとおり
	福利厚生費	3館			
	被服費	3館			年 間
	計				
2 物件費	消耗品費				
3 管理費					
4 定期清掃	佐竹史料館(展示室・事務室・ホール・資料室他)	2	回		年2回
	御隅櫓(展示室・管理人室・展望室エレベーター他)	2	回		年2回
	計				
小計					
消費税					
合計	年額				消費税を含む
	月額				消費税を含む

給与計算資料(30年度分)

	説 明	年 額	備 考
	秋田県最低賃金1時間 円 清掃等作業員賃金 賃金 1日 円 1時間あたりの賃金 円		
交通費	秋田市臨時職員 1日 円 円 × 25日 × 12月		
給 与	4月から11月まで		
	@ 円 × 4 H × 25 × 1 人 × 8 ヶ月		①
	12月から3月まで(御隅櫓・御番所冬期休館)		
	@ 円 × 2 H × 25 × 1 人 × 4 ヶ月		②
	展示替等臨時休館日		
	@ 円 × 1 H × 18 日 × 1 人		③
	①+②-③ 合計 (年額)		

給与計算資料(31年度分)

説 明	年 額	備 考
秋田県最低賃金1時間 円 清掃等作業員賃金 賃金 1日 円 1時間あたりの賃金 円		
交通費 秋田市臨時職員 1日 円 円 × 25日 × 12月		
給 与	4月から11月まで	
	@ 円 × 4 H × 25 × 1 人 × 8 ヲ月	①
	12月から3月まで(御隅櫓・御番所冬期休館)	
	@ 円 × 2 H × 25 × 1 人 × 4 ヲ月	②
	展示替等臨時休館日	
	@ 円 × 1 H × 18 日 × 1 人	③
	①+②-③ 合計 (年額)	

給与計算資料(32年度分)

説 明	年 額	備 考
秋田県最低賃金1時間 円 清掃等作業員賃金 賃金 1日 円 1時間あたりの賃金 円		
交通費 秋田市臨時職員 1日 円 円 × 25日 × 12月		
給 与	4月から11月まで	
	@ 円 × 4 H × 25 × 1 人 × 8 ヶ月	①
	12月から3月まで(御隅櫓・御番所冬期休館)	
	@ 円 × 2 H × 25 × 1 人 × 4 ヶ月	②
	展示替等臨時休館日	
	@ 円 × 1 H × 18 日 × 1 人	③
	①+②-③ 合計 (年額)	

資材・消耗品内訳(30年度分)

品名	規格	数量	単位	単価	金額
タオル	10枚入	1	袋		
T字モップ		2	本		
タワシ		2	個		
トイレ洗剤		3	本		
クレンザー		6	本		
フロアークリーナー	180缶	0.5	缶		
ワックス	水性180缶	0.5	缶		
自在ホーキ	45cm	2	本		
ポリシャブラシ	12インチ	1	個		
化学モップ	90cm	1	本		
帯電剤	300mg	1	缶		
ピカール	500g	1	本		
バケツ		1	個		
スチールウールタワシ	10個入	2	袋		
樹脂用洗剤	180缶	1	缶		
ポリシャ(減価償却)	1台				
掃除機(減価償却)	1台				
計					

資材・消耗品内訳(31年度分)

品名	規格	数量	単位	単価	金額
タオル	10枚入	1	袋		
T字モップ		2	本		
タワシ		2	個		
トイレ洗剤		3	本		
クレンザー		6	本		
フロアークリーナー	180缶	0.5	缶		
ワックス	水性180缶	0.5	缶		
自在ホーキ	45cm	2	本		
ポリシャブラシ	12インチ	1	個		
化学モップ	90cm	1	本		
帯電剤	300mg	1	缶		
ピカール	500g	1	本		
バケツ		1	個		
スチールウールタワシ	10個入	2	袋		
樹脂用洗剤	180缶	1	缶		
ポリシャ(減価償却)	1台				
掃除機(減価償却)	1台				
計					

資材・消耗品内訳(32年度分)

品名	規格	数量	単位	単価	金額
タオル	10枚入	1	袋		
T字モップ		2	本		
タワシ		2	個		
トイレ洗剤		3	本		
クレンザー		6	本		
フロアークリーナー	180缶	0.5	缶		
ワックス	水性180缶	0.5	缶		
自在ホーキ	45cm	2	本		
ポリシャブラシ	12インチ	1	個		
化学モップ	90cm	1	本		
帯電剤	300mg	1	缶		
ピカール	500g	1	本		
バケツ		1	個		
スチールウールタワシ	10個入	2	袋		
樹脂用洗剤	180缶	1	缶		
ポリシャ(減価償却)	1台				
掃除機(減価償却)	1台				
計					